

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

立山町は立山連峰の恵みを受け、豊富な水資源、観光資源を背景として、製造業、商業、サービス業、農林業等、幅広い産業が立地している。

立山町の人口は、平成 17 年以降減少傾向で推移してきた。年齢階層別人口でみると、高齢者人口は人数、構成比率ともに増加傾向にある。今後も、人口減少と少子高齢化は続くと思込まれる。

現在、町内の中小企業においては、労働力人口の減少により、人手不足・後継者不足等の課題に直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成されてきた町内の産業基盤が失われかねない状況にある。

このような中、町として、町内中小企業が生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資がこれまで以上に活発な自治体となり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が、年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

立山町の産業は農林業、製造業、観光、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が立山町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

立山町の産業は、平野部における農林業及び製造業から山間部における観光・サービス業までと広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

立山町の産業は、農林業、製造業、観光・サービス業と多岐に渡り、多様な業種が立山町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた市町村の枠を超えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削除を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。